意書

外務省における同省職員が公務出張に際して取得したマイレージの取り扱い等に関する質問主

出者 鈴木宗男

提

外務省における同省職員が公務出張に際して取得したマイレージの取り扱い等に関する質問主

意書

得」という。)を自粛する様指示が出された。外務省においても、同月二日以降の公費出張について「マイ 庁に、職員が公費出張で飛行機を利用する際に私的にマイレージを取得すること(以下、「マイレージ取 観点から適切に活用することとする新たなルール を伴う公務のための旅行をする際は、 国家公務員等の旅費に関する法律 レージ取得」 昨年、 7 わゆる「居酒屋タクシー」 をしない様、 省内の電子メールで全職員に通達が出され、 (以 下、 の問題が明らかになったことを受け、 当該航空機の利用により取得するマイレージについては、 「旅費法」という。)に基づき旅費の支給を受けて航空機 (以下、 「新ルール」という。)が適用されている。 更に本年一月一日以降、 同年六月十二日、 政府より各省 公費節 同省職員が 0 利用 右と 減 0

得」に関わる旅費、 の旅費が何を指すか必ずしも明らかではないため、 先の質問主意書で、 特に航空券の支払等に係った費用の額を問うたところ、 過去五年間における、 外務省職員の公費出張に係る費用のうち、 お答えすることは困難である。」との答弁がなされて 「政府答弁書」では 「マイレージ取 「お尋ね

「政府答弁書」

(内閣衆質一七一第五三七号)を踏まえ、

質問する。

いる。当方が問うている旅費とは、 「マイレージ取得」の元となった、 「旅費法」に基づき外務省職員が

支給を受け、 航空機の利用をした時にかかった費用のことである。 外務省において、 過去五年間に渡る右

の費用はいくらであったか明らかにされたい。

「新ルール」適用後から現在に至るまでの一の費用はいくらに上るか明らかにされたい。

三 二の費用から、現在に至るまで「新ルール」適用により外務省がどのくらいのマイレージを取得してき

たのかを計算することは可能であると思料するが、現在に至るまで、同省としてどのくらいのマイレージ

を取得できていると認識しているか説明されたい。

右質問する。